

(避難用タラップに関する基準)

第50条 令別表第1に掲げる防火対象物で地階を除く階数が、11階以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、避難用タラップ（固定はしごを含む。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、建築基準法施行令第123条及び第124条に規定する避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので平成14年消防庁告示第7号に定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段を建築基準法施行令第120条、第121条及び第122条の規定により必要とされる最低数を超えて設けた場合、建築基準法施行令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターを同条第2項の規定により必要とされる最低数を超えて設けた場合又は避難上有効に避難橋を設けた場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、避難用タラップの設置及び維持については、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 避難用タラップは、各階ごとに外気に開放されたバルコニーその他これに準ずるもの（以下「バルコニー等」という。）に設けること。
- (2) バルコニー等の床の面積は、2平方メートル以上とすること。
- (3) バルコニー等には、転落防止のための保護施設を設けること。
- (4) 避難用タラップの位置は、避難に際し容易に接近することができ、かつ、階段その他避難施設から適当な距離にあること。
- (5) 避難用タラップの降下口は、相互に同一垂直線上の位置にないこと。
- (6) 避難用タラップには、避難用タラップである旨を表示した非常電源付きの白色の灯火を設けること。

※ 改正経過：制定〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和50年条例第40号〕、一部改正〔昭和55年条例第39号〕、一部改正〔平成16年条例第33号〕

【趣旨】

本条は、政令第25条第1項の適用を受けない防火対象物の11階以上の階を有する建築物又は高さが31メートルを超える高層建築物に避難用タラップを設置する際の基準について、必要な付加基準を定めたものである。

【解説】

- 1 「避難用タラップ」とは、階段状のもので、使用の際に手すりを用いるものをいう。（避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）第2関係）
- 2 政令第25条では、11階以上の階に避難器具の設置を要しないが、札幌市では、政令別表第1に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11階以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルを超える高層建築物に、避難用タラップ（バルコニー設置の固定式はしごを含む。）を設けなければならないこととしている。高さが31メートルを超える建築物の判定は、第44条（スプリンクラー設備）に関する基準と同じである。ただし、次の場合については、避難用タラップを設ける必要はない。
 - (1) 避難階段（屋外に設けるもの及び屋内に設けるもので、平成14年消防庁告示第7号（消防法施行規則第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第7項第3号の規定に基づき、屋内避難階段等の部分を定める件）に定める部分を有するものに限る。）又は特別避難階段を建基令に定める必要最低数を超えて設けた場合（建基令第120条、第121条及び第122条関係）
 - (2) 非常用エレベーターを、建基令で定める必要最低数を超えて設けた場合（建基令第129条の13の3関係）
 - (3) 避難上有効に避難橋を設けた場合

【第50条（避難用タラップに関する基準）】

なお、第55条を適用し、安全かつ容易に避難することのできる構造のバルコニー等に設けたハッチ用吊り下げはしごを避難用タラップの代わりとすることができる。また、建基令第121条で必要とされる数の階段（2以上設置されている建築物に限る。）のうち1以上を屋内避難階段（平成14年消防庁告示第7号に定める開口部を有するものに限る。）、屋外避難階段、特別避難階段を設けた建築物では、当該階段によることができる。

3 第2項は、避難用タラップの設置及び維持に関する基準について定めている。規則第12条では、避難用タラップのバルコニーの施錠方法として、次のとおり定めている。

- (1) バルコニー等に出入りするための戸に施錠装置を設ける場合は、建基令第125条の2の規定の例により設けなければならないこと。
- (2) 転落防止のための保護施設として手すり又はさく等を設ける場合は、その高さを1.1メートル以上としなければならないこと。
- (3) 降下口は、直径60センチメートルの円が内接する大きさ以上で容易に降りられる構造のものとし、転落防止のためのふたを設けなければならないこと。

4 札幌市における避難用タラップの設置及び維持に係る技術上の審査基準については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の避難器具の項を参照すること。